**技能検定委員**選考基準 （１級・単一等級・２級・３級） **「ａ」**当該検定職種（作業）の特級、１級又は単一等級の技能検定に合格し　　 た者であって、当該検定職種（作業）に関し１５年以上の実務経験又は 教育訓練の経験を有する者（技能系）

|  |
| --- |
|  |

　　 　次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、１級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者

**「b-a」**事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術 部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの 地位にあった者（技術系）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**「b-b」**短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応 用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特 定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期 養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種 （作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作 業）に関し１０年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、 職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等に おいて教育・訓練を行った経験を含む。）（学識系）

|  |
| --- |
|  |

**「ｃ」**上記**ａ、b-a**、**b-b**に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

**※推薦、ご本人の承諾にあたって、下記事項についてもご確認下さい。**

|  |
| --- |
| ・技能検定委員は、技能検定試験業務に係る秘密保持の義務が課されます。・技能検定委員は、当該検定職種（作業）の技能検定試験に先立って各種団体や事業所等が実施する技能検定試験に係る事前講習会や事前教育の講師になれません。　また、これらに係る教育関係資料の作成に一切関与できません。その趣旨は、試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするというものであり、講習会等が行われる場に立ち会うこと自体が問題であることからです。 （参考） 技能検定の事前講習や事前教育の禁止の趣旨は、技能検定の試験実施機関が実 施する事前講習会等、あるいは技能検定委員が講師となる事前講習等を受講す れば試験問題等に関する情報が得られるといった利点があるかもしれないとい う印象を持たれることや、試験の公平性について疑惑を抱かれることを排除で きないためです。**・**技能検定委員の次世代人材育成という観点から７０歳未満の者を推薦することが望ましいとされています。・技能検定委員推薦書の選任区分欄には上記「ａ」「b-a」「b-b」「ｃ」のいずれかを記入願います。 |

※裏面は「技能検定**補佐員**推薦にあたっての注意点」が記載されています。

該当する団体（事業所）は裏面をご確認ください。

**技能検定補佐員**推薦にあたっての注意点

　補佐員ご推薦にあたり、特に必要な資格の定めはありませんが、下記の点に注意して頂き推薦をお願いします。

一．なるべく当該職種（作業）の１級の技能検定に合格した方。

一．当該検定で使用する機械設備、工具等の取り扱いに慣れており、トラブル発生時に

　的確な対応　ができる方。

一．寸法測定採点等技能検定委員の補佐が伴うため、当該検定内容を熟知した方であって、

　測定具　等の取り扱いに慣れた方。なお、採点基準（採点用紙）等、検定秘を取り扱うため、　補佐員にも秘密事項保持義務が発生します。（罰則規定あり）

一．当該職種（特級を除く）の受検者は補佐員に推薦できません。（学科試験のみの受検者も含む）

**※裏面は「技能検定委員選考基準」が記載されています。該当する団体（事業所）は裏面をご確認ください。**